

横浜市 地域芸術文化活動 支援事業補助金

財団法人横浜市芸術文化振興財団

平成20年度

アスハマ 募集案内

9 補助金交付の時期

事業終了後に交付します。

事業終了後1ヶ月以内に提出された「事業実施報告書」と補助対象経費の領収書(写)など添付資料を精査して交付額を決定し、その後、請求書に基づいて交付します。

ただし、会場経費など、公演実施前に支払が必要で、金額が請求書等で確認できる場合には、事前に一部を交付できます。

10 申請の際の提出書類

- (1) 補助金申請書(第1号様式) (2) 事業計画書(第2号様式) (3) 収支予算書(第3号様式)
(4) 団体調書(第4号様式) (5) 事業計画書別紙(第5号様式)

※(1)～(5)の様式は、横浜市芸術文化振興財団のホームページ【ヨコハマ・アートナビ】(<http://www.yaf.or.jp/>)からダウンロードできます。

11 平成20年度の手続きの流れ

手 続 き	第1回募集	第2回募集	
申請書(第1号様式)の提出	5月14日まで (必着)	9月12日まで (必着)	持参(平日のみ)、郵送のいずれでも結構です。
審査委員会(審査・選考)	5月下旬	9月下旬	事業内容、収支予算書等について照会することがあります。
(交付団体、交付予定額の決定)	5月下旬	9月下旬	
(交付決定の通知)	5月下旬	9月下旬	
事業開始	6月1日以降	10月1日以降	
事業実施報告書(第8号様式)の提出	事業終了後1ヶ月以内 (最終提出日:平成21年3月31日)		領収書(写)等必要書類を添えて提出してください。
交付額の確定通知	事業実施報告書の確認後		交付額決定通知書により確定します。
請求書(第12号様式)の提出	交付額決定通知書の受領後		所定の請求書に必要事項を記入して、提出してください。
(補助金の交付)	請求書受領後1ヶ月以内		口座振り込み払いとします。

※太字の部分は、団体が行う手続きです。

※審査結果は、採否の有無にかかわらず応募団体すべてに通知します。

12 申請書等の提出、お問い合わせ先

〒231-0003 横浜市中区北仲通4-40 商工中金横浜ビル5階
財団法人横浜市芸術文化振興財団 協働推進グループ アスハマ担当
電話: 045-221-0212 FAX: 045-221-0216

E-mail: arts-kyodo@yaf.or.jp (※お問い合わせメールの題名:「20年度アスハマの〇〇〇〇について」)

募集期間

第1回 平成20年4月22日(火)～平成20年5月14日(水)

第2回 平成20年5月15日(木)～平成20年9月12日(金)

対象事業

平成20年6月1日以降に実施する事業(第1回募集)

平成20年10月1日以降に実施する事業(第2回募集)

1 趣旨

横浜市では、市内における芸術文化活動の活性化及び芸術文化の振興を図るために、次のような公募方式による補助制度を昨年度から新たにスタートさせました。今年度は横浜市芸術文化振興財団が実施します。

この制度では、従来型の事業補助ではなく、平成 18 年度に実施した横浜市文化芸術団体調査の結果による市民文化団体のニーズ把握等に基づいて、効果的な項目別の支援をします。

このたび、平成 20 年 6 月から平成 21 年 3 月までに実施される事業を対象に、募集を行います。

2 補助の対象事業

補助の対象となる事業は、横浜市内で行われるもので、広く市民の皆さんを対象に行う芸術文化事業に関する公演、展示、コンクール、ワークショップ、交流事業等とします。

ただし、チャリティー等慈善を目的とする事業、宗教的または政治的な宣伝意図を有すると認められるものは除きます。

審査に当たっては、次のような性格を持つ事業を優先します。

- (1) 公共性の優れて高い事業
- (2) 芸術文化活動を地域の活性化に役立てる事業
- (3) 優れた芸術文化事業でありながら、その性格上採算が望まれない事業
- (4) その他横浜市内における芸術文化の振興への寄与が特に高いと認められる事業

次の事業は対象となりません。

- (1) 学校、職員団体、教室等が行う発表会、展示会等
- (2) 特定の会員等を対象とするコンクール、鑑賞事業等
- (3) 記念発表に限られる活動

3 補助の対象とならない経費

次の経費は、4 の支援項目に該当する経費であっても補助対象となりません。

- (1) 自らが設置し又は管理する会場設備で活動を行う場合の会場経費
- (2) 懇親会、表彰式、パーティー等の会場経費
- (3) 当日配布や有料頒布するプログラム・図録等の作成経費

4 支援の項目

横浜市内における地域芸術文化活動を振興するため、次の項目について支援します。

申請の際に、5 項目の中からいずれか 1 つを選択してください。重複しての申請はできません。また、決定後に他の経費に流用・変更することはできませんので、ご注意ください。

- (1) 舞台芸術創作支援
演劇やダンス、オペラ、ミュージカルなど舞台芸術について、より完成度の高い舞台を作り上げるため、公演会場でのリハーサルに関する経費を支援します。
ア リハーサル会場経費 …公演会場(民間施設に限る)でリハーサルを行う場合の会場経費
イ 公開リハーサル会場経費 …公演会場(公共施設を含む)で無料公開リハーサルを行う場合の会場経費
- (2) 地域文化活動支援
公共文化施設や公会堂で行われる一般の発表会や鑑賞事業ではなく、音楽、演劇、美術などの分野で地域に出向く事業や、公共文化施設・公会堂以外の場所を活用して行われる活動を支援します。(例：民間施設や福祉施設を活用したコンサート、町内会館などを利用した公演・展示・ワークショップなど)
(注)この支援(ア～ウ)は、公共文化施設・公会堂を会場とする事業は対象外とします。
ア 会場経費 …公演等の会場経費
イ 広報経費 …地域文化活動の広報のためのポスター、チラシ等印刷広報経費
ウ 楽器・道具等運搬経費 …公演等会場への楽器・舞台道具等の運搬経費

5 補助金の額

補助金の額は次のとおりとし、予算の範囲内において決定します。

	項目	内容	金額
舞台芸術創作支援 (※1)	リハーサル会場経費	リハーサル会場(民間施設に限る)の利用料・付帯設備利用料	対象経費の範囲内 (上限 30 万円)
	公開リハーサル会場経費	無料公開リハーサル会場(公共施設を含む)の利用料・付帯設備利用料	
地域文化活動支援 (※2)(※3)	会場経費	公演等の会場利用料・付帯設備利用料	対象経費の範囲内 (上限 30 万円)
	広報経費	事業の広報のためのチラシ・ポスター等印刷経費	
	楽器・道具等運搬経費	公演等会場への楽器・舞台道具等の運搬経費	対象経費の範囲内 (上限 10 万円)

※1 公開リハーサル会場経費について、市内の公共施設等を利用してその利用料等の減免を受ける見込みのある事業は、補助の対象となりません。減免を受けたことが認められた場合は、交付決定後であっても決定を取り消します。

※2 地域文化活動支援について、公共文化施設や公会堂を会場とする事業は対象外とします。ただし、フェスティバルなど複数の会場を利用して行われる事業で、公共文化施設や公会堂以外の施設を会場とするものが含まれる場合は、その会場経費部分について申請をすることができます。

※3 公共文化施設とは、各区の区民文化センター、関内ホール、横浜美術館、みなとみらいホール、横浜能楽堂、横浜にぎわい座、赤レンガ倉庫 1 号館、市民ギャラリー、市民ギャラリーあざみ野、大佛次郎記念館、吉野町市民プラザ、岩間市民プラザ、大倉山記念館、長浜ホール、久良岐能舞台、陶芸センター、S T スポット、BankART 1929、BankART NYK、ZAIM、急な坂スタジオ、県民ホール、県立音楽堂、かながわアートホール、県立青少年センターを言います。

6 補助対象事業の実施期間

第 1 回 平成 20 年 6 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに実施する事業。

第 2 回 平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに実施する事業。

ただし、年度を超えて実施する事業であっても、横浜市の文化振興のため特に必要と認める場合は、補助の対象とします。その場合、年度ごとに申請をして審査を受けなければなりません。

7 補助の対象団体の額

次の要件をすべて満たす団体を対象とします。

- (1) 芸術文化の振興を主たる目的として活動する団体であること。
- (2) 主たる活動の場所を横浜市内に置く団体であること。
- (3) 団体の意思決定、執行する組織が確立されている団体で、かつ、自ら経理、監査する等の会計組織を有すること。

ただし、次のいずれかに該当する団体は除きます。

- (1) 営利を目的として活動を行っている団体
- (2) 地方自治法の主導により設立された財団法人等

8 補助の決定時期

補助金申請書及び添付資料を審査委員会で審査し、補助対象事業と交付予定額を決定します。